

令和4年3月18日

## 新型コロナウイルス感染症にかかる埼玉県の協力要請等を踏まえた本市の対応について

### ■概要

埼玉県に対するまん延防止等重点措置が、令和4年3月21日をもって終了となることを受け、埼玉県から「令和4年3月22日以降における県民・事業者の皆様へのお願い」（以下「県協力要請等」という。）が、別紙のとおり示された。

そこで、本市では、県協力要請等を踏まえ、市有施設及び市主催イベント等の取扱いについて、下記のとおり対応する。

### 記

#### 1 市有施設の取扱いについて

期間：令和4年3月22日（火）から当面の間

原則、「令和4年3月22日以降における県民・事業者の皆様へのお願い」の「施設管理者等へのお願い」を遵守しつつ、「県主催イベント等及び県有施設の取扱い」に準じて対応する。

※人が集中しやすい公園で、花見等での宴会を自粛いただくよう看板を設置する。

※学校体育施設開放事業については、市内小中学校の状況を考慮し、学校毎に調整の上、順次、感染防止対策を徹底して再開する。

#### 2 市主催イベント等の取扱いについて

期間：令和4年3月22日（火）から当面の間

市主催イベント等については、徹底した感染防止対策を講じることを条件に開催する。

なお、原則、「令和4年3月22日以降における県民・事業者の皆様へのお願い」の「イベントの開催制限について」を遵守しつつ、「県主催イベント及び県有施設の取扱い」に準じて対応する。